

国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>本則</p> <p>(教育研究組織及び職等)</p> <p>第2条 労働契約により、任期を定めて雇用(以下「任期付雇用」という。)する教育職員の教育研究組織及び職等は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 <u>任期付雇用する教育職員</u>の再任審査について必要な事項は、別に定める。</p> <p>(新設)</p>	<p>本則</p> <p>(教育研究組織及び職等)</p> <p>第2条 労働契約により、任期を定めて雇用(以下「任期付雇用」という。)する教育職員(以下「<u>任期付教員</u>」という。)の教育研究組織及び職等は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 <u>任期付教員</u>の再任審査について必要な事項は、別に定める。</p> <p>(無期労働契約に転換するための審査)</p> <p><u>第3条の2 別表第3号及び第7号から第9号までに掲げる教育研究組織及び職において任期付教員が、現に締結されている労働契約の期間が満了する日の翌日から任期の定めのない労働契約(以下「無期労働契約」という。)への転換を希望する場合は、無期労働契約に転換するための審査を行うものとする。</u></p> <p>2 <u>任期付教員の無期労働契約に転換するための審査に関し必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>3 <u>第1項に規定する審査の結果、無期労働契約に転換しないこととなり、任期付教員としての任期が終了したときは、退職とし、職員としての身分を失う。</u></p>	

別表(第2条関係)

教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠規程
農学研究院	農学府及び農学部を兼務する助手	3年	再任可。ただし、1回限りとする。	法第5条第1項
	生物システム応用科学府を兼務する助教及び助手	5年	再任不可	法第5条第1項
工学研究院	工学府及び工学部を兼務する助教及び助手	5年	再任可。ただし、1回限りとし、任期は5年以内とする。	法第5条第1項
	生物システム応用科学府を兼務する助教及び助手	5年	再任不可	法第5条第1項
工学府	国立大学法人東京農工大学大学院工学府産業技術専攻に勤務する教育職員の就業に関する特例規程第2条の適用を受ける教授、准教授及び講師	3年	再任可。ただし、2回限りとし、任期は3年以内とする。	法第5条第1項
農学部	助手	3年	再任可。ただし、1回限りとする。	法第5条第1項
大学教育センター	教授、准教授及び講師	5年	再任可。ただし、2回限りとする。	法第5条第1項
	助教	5年	再任可。ただし、1回限りとする。	法第5条第1項

別表(第2条関係)

番号	教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠規程
1	農学研究院	農学府及び農学部を兼務する助手	5年	再任不可	法第4条第1項第1号
2	農学研究院	生物システム応用科学府を兼務する助教及び助手	5年	再任不可	法第4条第1項第1号
3	工学研究院	工学府及び工学部を兼務する助教及び助手	5年	再任不可	法第4条第1項第1号
4	工学研究院	生物システム応用科学府を兼務する助教及び助手	5年	再任不可	法第4条第1項第1号
5	工学府	国立大学法人東京農工大学大学院工学府産業技術専攻に勤務する教育職員の就業に関する特例規程第2条の適用を受ける教授、准教授及び講師	3年 ただし、再任の場合にあつては2年以内とする。	再任可。ただし、1回限りとする。	法第4条第1項第1号
6	農学部(附属施設を含む。)	助手	5年	再任不可	法第4条第1項第1号
7	大学教育センター	教授、准教授、講師及び助教	5年	再任不可	法第4条第1項第1号
8	先端産学連携研究推進センター	教授及び准教授	5年	再任不可	法第4条第1項第1号

産官学連携・知的財産センター	教授及び准教授	3年	再任可。ただし、2回限りとする。	法第5条第1項	9	総合情報メディアセンター	教授、准教授、講師、助教及び助手	5年	再任不可	法第4条第1項第1号
総合情報メディアセンター	教授、准教授及び講師	5年	再任可。ただし、2回限りとする。	法第5条第1項						
	助教	5年	再任可。ただし、1回限りとする。	法第5条第1項						
	助手	5年	再任可。ただし、1回限りとする。	法第5条第1項						

附 則 (25 教規程第 9 号)

- この規程は、平成 25 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行し、別表中の教育研究組織に施行日以降に採用される者又は昇任する者について適用する。
- 平成 25 年 3 月 31 日に従前の規程において別表に定める任期により在職している者が、労働契約法(平成 19 年法律第 128 号) 第 18 条第 1 項に該当することとなる場合は、現に締結されている労働契約の期間が満了する日の翌日から無期労働契約に転換するものとする。
- 前項の無期労働契約への転換に関し必要な事項は、別に定める。